

こ支総第27号
令和5年7月10日

都道府県
各 指定都市 こども政策担当部(局) 御中
中核市

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

こどもの自殺対策に係る取組について（通知）

こどもの施策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁においては、令和4年度の児童生徒の自殺者数が過去最多となったこと等を重く受け止め、庁内に「自殺対策室」を設置するとともに、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するための場として、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（別添1）をとりまとめました。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）においても「こどもの自殺対策の強化」との記載が盛り込まれたところ¹であり、今後、本プラン及び骨太の方針等に基づき、関係省庁と連携し、こどもの自殺対策に取り組んでまいります。

また、こうした動きを踏まえ、文部科学省からは「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月10日付け5初児生第4号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。別添2）、厚生労働省からは「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和5年7月10日付け参自発0710第2号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知。別添3）が発出されておりますので、貴管内におかれては、教育委員会指導事務主管課や自殺対策主管部局等の関係機関との連携を図っていただくようお願いいたします。

今後、貴管内におかれては、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）に基づく「自殺予防週間」（9月10日から9月16日の1週間）に向けて、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくものと承知しておりますが、その際には、上記の内容について、十分に御了知の上、関係機関との連携を積極的に進めていただくとともに、

¹ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf p.18 参照

管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

【添付資料】

- 別添 1 こどもの自殺対策緊急強化プラン
- 別添 2 「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月10日付け5初
児生第4号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- 別添 3 「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」
（令和5年7月10日付け参自発0710第2号厚生労働省大臣官房参事
官（自殺対策担当）通知

（照会先）

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電 話：03-6862-0366

担当者：村山、塚田、山下

E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp